

～小型船舶を楽しく安全に利用するために～

ハロー!フレッシュボートライフ



小型船舶を操縦するために 必要な操縦免許を取ろう!

免許の種類

一級小型船舶操縦士免許

- ① 24m未満のプレジャーボート
その他の船舶は20トン未満
(水上オートバイを除く)
- ② 全ての水域



海岸から5海里(約9km)

二級小型船舶操縦士免許

- ① 24m未満のプレジャーボート
その他の船舶は20トン未満
(水上オートバイを除く)
- ② 海岸から5海里(約9km)以内
の水域及び平水区域



湖・海岸から2海里
(約3.7km)

二級小型船舶操縦士 (湖川小出力限定)免許

- ① 5トン及び機関出力15kW未満の
船舶(水上オートバイを除く)
- ② 湖川及び一部の海域



湖・川

<記載内容>

①: 船舶の種類 ②: 航行区域

免許取得年齢	免許種類
16歳以上	特殊(水上オートバイ) 2級(湖川小出力限定) 2級(5トン未満限定) ※18歳の誕生日以降は トン数限定解除
18歳以上	1級 2級

特殊小型船舶操縦士免許

- ① 水上オートバイ
- ② 船舶検査証書に記載される水域

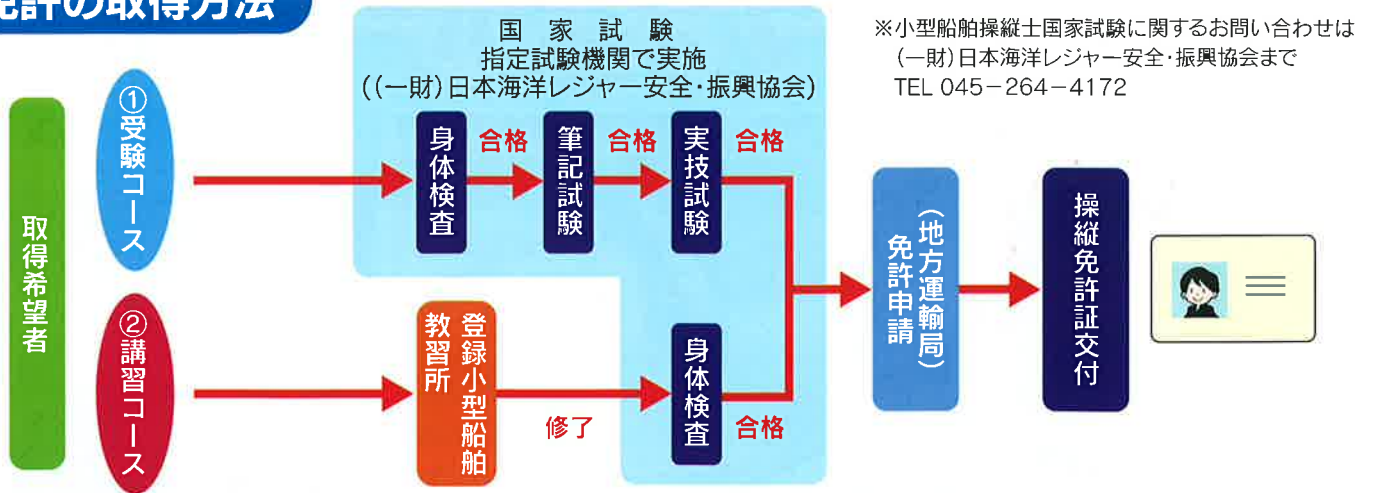
(特徴)

- ① 長さ4m未満、かつ、幅1.6m未満
- ② ハンドルバー方式
- ③ 身体のバランスを用いて操縦
- ④ 推進機関はジェット式ポンプによる駆動 など

※ 船舶の種類、大きさ、航行区域に応じた免許を持たずに操縦することは法令に違反します。

免許の取り方と更新制度

免許の取得方法



免許証の更新の手続き

- 有効期間 5年
- 有効期間が満了する1年前から登録更新講習機関の講習受講等の後、最寄りの地方運輸局等で手続きが可能

免許証の失効再交付の手続き

- 免許証が失効(有効期間5年を超えた者)
 - 登録失効再交付講習機関の講習受講後、最寄りの地方運輸局等で手続きが可能
- ※更新講習の受講に比べ、失効再交付講習の受講は、費用及び講習時間が増えます。

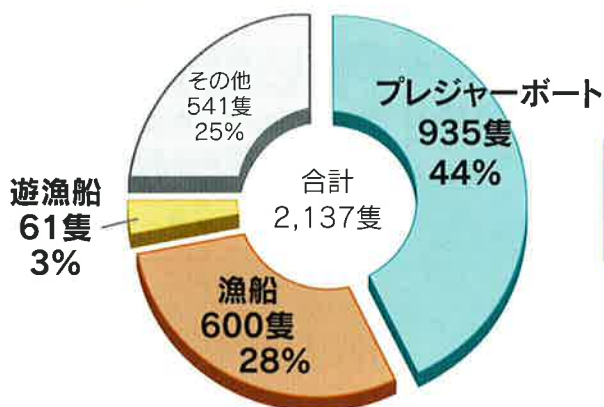
小型船舶の免許制度、免許取得方法・更新等についての詳しい情報

〔問い合わせ先〕 最寄りの地方運輸局までお問い合わせください。

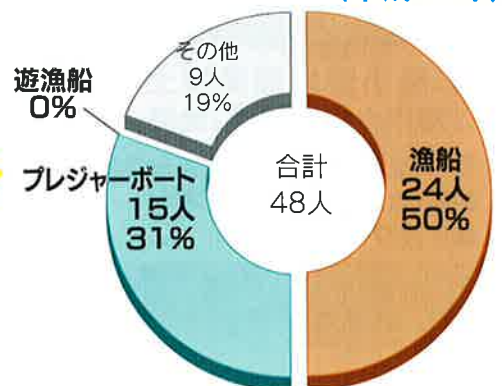
地方運輸局	電話番号	地方運輸局	電話番号
北海道運輸局	011-290-2772	近畿運輸局	06-6949-6434
東北運輸局	022-791-7524	神戸運輸監理部	078-321-7053
関東運輸局	045-211-7232	中国運輸局	082-228-8707
北陸信越運輸局	025-285-9159	四国運輸局	087-825-1190
中部運輸局	052-952-8027	九州運輸局	092-472-3176
		沖縄総合事務局	098-866-1838

海難事故の多くは小型船舶

海難事故発生状況(平成27年)



海難事故による死者・行方不明者数(平成27年)



このうち、死者・行方不明者を見ると...

あなたは遵守事項を守っていますか!

平成28年7月1日から

「見張りの実施義務違反」「発航前の検査義務違反」が行政処分の対象となります!

モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)に対し、法令で遵守事項を定めています。

■ 酒酔い等操縦の禁止



■ 危険操縦の禁止



■ 免許者の自己操縦



■ ライフジャケットの着用



■ 見張りの実施



■ 発航前の検査



■ 事故時の人命救助



■ 遵守事項違反点数

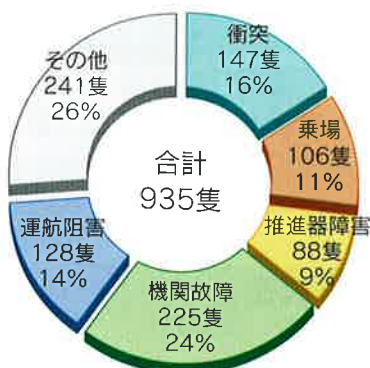
違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、 見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用、 発航前の検査義務違反	2点	5点

■ 行政処分基準

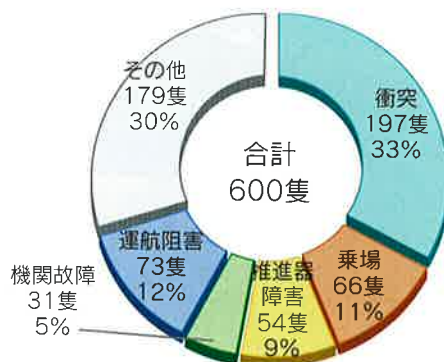
		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

プレジャーボートの海難事故の傾向



漁船の海難事故の傾向



- 海難事故の傾向を見ると… **機関故障**や**衝突**が多く、不十分な発航前検査と見張りが原因となっています。
- **裏面の発航前検査チェックリストによる確認を!**
- 少しでも気になる場合は、マリーナや船舶整備業者に相談しましょう。

(※海上保安庁資料より作成)

発航前検査チェックリスト



発航前検査は、船長の義務です。

平成28年7月1日より、発航前の検査義務違反は行政処分の対象となります。

エンジン始動前の検査

船体の検査

- ① 船体に亀裂や破口はないですか。
- ② エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないですか。



エンジンの検査

- ③ 航海計画に見合った燃料は十分にありますか。
- ④ 燃料コック（バルブ）は開いていますか。
燃料フィルターやセジメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないですか。
- ⑤ エンジンオイル（潤滑油）の量は十分ですか。
- ⑥ 冷却清水の量は十分ですか。
- ⑦ バッテリーの液量は十分ですか。また、ターミナルは十分締め付けられていますか。



救命設備等その他の検査

- ⑧ ライフジャケットを着用しましたか。
- ⑨ 通信手段の充電量、予備バッテリーを確認しましたか。
- ⑩ 気象・海象情報、水路情報は確認しましたか。



エンジン始動後の検査

エンジンの状態確認

- ⑪ 回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計または電圧計は正常値を指していますか。
- ⑫ 冷却用の海水は通常どおりの量及び勢いで排出されていますか。
- ⑬ エンジンから異常な音や臭いは出ていませんか。



© 2014 JMRA/KAZI

小型船舶の安全運航のために

●海の安全情報

MICS 海保

検索

●発航前検査の詳細情報

メンテナンスガイド JCI

検索

●緊急時のトラブルシューティング

緊急時のトラブルシューティング

検索

●もしもに備えて保険加入

○ 事故（遊泳者との接触、衝突など）を起こした場合、多額の補償責任が生じます。

保険加入の窓口 ポート販売店・マリーナなど